



## ②ジョブ型人事運用の実施について 提案を受ける！

### ジョブ型人事運用の実施について

これまで「変革 2027」の実現に向けて取り組んできたところですが、モビリティと生活ソリューションの双方において、さらにヒト起点の新しいサービスや価値創造への挑戦を通じたグループ全体の持続的な成長を実現するために実施する。

### ジョブ型人事運用の内容について

●重点・成長分野の事業を推進するために、本人の希望や高い専門能力等を踏まえ、ジョブ型人事運用の適用者を指定する。

※適用者…令和6年度より、当社に在籍する全社員を対象に募集し、選考ののち適用者を指定。  
新卒・経験者採用は令和5年度より募集を開始。

●ジョブ型人事運用の適用者に指定された場合は、指定した事業領域に限定し活躍する。なお、業務上必要な場合は、その他の業務に従事することもある。

※その他の業務…異常時等に現場社員と協力してお客さま案内等も行う。

●募集予定の事業領域は、「開発・不動産」「Suica サービス」「データマーケティング」の3領域で、今後は他の領域でも行う予定である。

#### 今回の対象領域

### ジョブ型人事運用について

モビリティ

開発・不動産
Suicaサービス
データマーケティング

- ジョブ型人事適用者に月額30,000円支給する。
- 基本給等のベースの制度は変わらない。賃金制度に手を加えるわけではなく、アドオンする形で特別措置とした。
- 基準外賃金（扶養手当、管理手当、教育手当と併給）である。
- 定期昇給も試験制度も現行と変わらない。
- 上司との面談で目標を設定し、上司との定期的な面談で目標の達成度（成果）を確認する。
- 欧米型のジョブ型ではなく、JR東日本型のジョブ型人事運用である。
- ジョブ型人事運用は定員制ではないので、人数制限はない。
- 毎年、在籍する社員に対して募集を行う予定である。
- 同じ職場（部署）にジョブ型人事運用と現行の人事運用の社員がいる可能性がある。
- 生活ソリューションに目が向きがちだが、モビリティと関係する分野もある。

実施日：令和6年4月1日

今回の処遇改善で過去の団体交渉で要求したものが一部実現しました。団体交渉が出来るのは労働組合だけです。処遇改善が出来るのは労働組合だけです。職場が働きやすくなるように、今こそJR東労組に結集しよう！！